

## ～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

## ■ 直近の重要政策

## マクロ政策

- ✓ 中共中央、国務院による『国家標準化発展綱要』の発表（中共中央、国務院、10/10）

## ■ 注目トピックス

## 国家発展改革委員会、石炭火力発電卸価格の変動幅を拡大

国家発展改革委員会は2021年10月12日、『石炭火力発電価格の市場化改革の一層深化に関する国家発展改革委の通知』<sup>1</sup>（以下、通知）を公布しました。通知では石炭火力発電の（電力企業等向け）卸電力市場価格の変動幅を拡大するとし、2021年10月15日に施行されました。

石炭火力発電の卸電力市場価格（先渡価格）は従来の基準価格（地域により異なる）に「+10%、-15%」から、変動幅が拡大され「±20%」での上下変動が認められました。なお電力使用量の多い高エネルギー消費企業向けの卸電力市場価格に対しては変動上限を設けておらず、また、スポット価格にも上記の変動上限を設けないとしています。

通知は工業と商業向けの電力料金を全て市場化する方針であり、各地政府に対し工業と商業分野における事業者による卸電力市場への取引参加を認める方向で推進するよう求めています。これに加え、地方政府に対し小規模零細企業及び個人事業者向けの電力料金について段階的な優遇政策を実施するよう奨励する方針です。一方、家庭向け（学校、福祉施設など含む）と農業向けは従来の料金体系を維持するとしています。

国家発展改革委員会は2019年10月、石炭火力発電の卸電力市場価格の設定方法につき、2020年1月1日より従来の「基準価格ベース」から「基準価格+ $\alpha$ （引き上げ10%、引き下げ15%をそれぞれ超えない範囲）」に改める方針を示しましたが、2020年の引き上げは見送りました。今回の変動幅の拡大には、事実上の電力料金の値上げにより発電企業の発電意欲を高め、足元で全国的に広がる電力需給のひっ迫に対応しようとする当局の意図が伺えます。高エネルギー消費企業に変動上限を設けないのも、産業構造の転換促進や脱炭素社会の実現に向けた取り組みの一環と言えるでしょう。

通知は電力需要の負荷平準化を誘導するために、各地政府に対しピークとボトム時間帯の電力料金の格差拡大も求めています。地方政府が電力使用者及び発電企業による卸電力市場への参加に不合理なハードルを設けたり、卸電力市場価格の定められた範囲内の変動に介入したりすることも禁止するとしています。

## みずほ中国WeChat公式アカウント



中国内外の経済・ビジネス動向に関するレポートや、銀行からのご案内を発信しています。

<sup>1</sup> 中国語原文は以下のURLよりダウンロードできます。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202110/t20211012\\_1299461.html?code=&state=123](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202110/t20211012_1299461.html?code=&state=123)

□ 電力料金が値上げ、当局は電力供給の確保に総力

最近、各地方政府も事実上の電力料金の値上げに動き出しています。通知の発表を受け、今後、更なる値上げの可能性も予想されます。現時点での電力料金調整に関する各地の動きについては以下の通りです。

	地域	電力料金の調整に関する動き
華北	内モンゴル	内モンゴル自治区の西部地域における石炭火力発電の卸電力市場価格につき、8月より基準価格に最大10%の上乗せを認めた
華東	上海	8月末、石炭火力発電の卸電力市場価格の引き上げを認めると発表
	浙江	10月15日よりピークとボトム時間帯の電力料金の格差を拡大
	山東	石炭火力発電の卸電力市場価格につき、基準価格に最大10%の上乗せを認めた
華南	広東	10月1日よりピークとボトム時間帯の電力料金の格差を拡大
	広西	ピークとボトム時間帯の電力料金の格差を拡大
中部	河南	11月1日よりピークとボトム時間帯の電力料金の格差を拡大
	安徽	ピークとボトム時間帯の電力料金の格差を拡大。10～12月の石炭火力発電の卸電力市場価格につき、基準価格（現行は0.3844元/kWh）に最大10%の上乗せを認めた
	湖南	10月より石炭火力発電の卸電力市場価格の引き上げを認めた
西北	寧夏	8～12月の石炭火力発電の卸電力市場価格につき、基準価格に最大10%の上乗せを認めた
西南	四川	7月末、石炭火力発電の卸電力市場価格につき、基準価格（現行は0.4012元/kWh）に「+10%、-15%」での上下変動を認めると発表
	貴州	ピークとボトム時間帯の電力料金の格差を拡大
	雲南	ピークとボトム時間帯の電力料金の格差を拡大する旨の意見募集案を発表

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

また、高騰している石炭価格を抑制するため、国家発展改革委員会は公安部、国家エネルギー局と共に石炭の値下げに応じない石炭企業に対し措置をとるという報道も出てきています。電力供給の確保に取り組む当局の直近の動きについては以下の通りです。

時期	政府部門	電力供給の確保に取り組む当局の動き
10月4日	銀行保険監督管理委員会	発電用石炭の供給増加を支援するため、条件を満たす石炭火力発電、石炭など関連企業及びプロジェクトに対する無断での融資停止を禁止し、柔軟性に欠ける融資政策の実施を防止する方針を示した
10月8日	国務院	李克強首相は国務院常務会議で、今冬と来春の電力、石炭の安定供給に向けた改革を行う方針を伝えた。石炭火力発電企業に対しては、税負担の軽減や融資支援を行い、卸電力市場価格については「原則として基準価格から20%を超えない範囲」での変動を認めた
10月14～15日	商務部	地方政府による行き過ぎたCO2排出削減活動に歯止めをかけるため、商務部の特派員は遼寧省の瀋陽に赴き、電力供給制限の影響や地方政府の対応をめぐって、現地企業、政府部門とのヒアリングを実施した
10月18日	国有資産監督管理委員会	石炭企業や発電・ガス企業、電力、石油企業等の中央政府系企業に対する評価を実施する際、エネルギーの供給確保という項目に重きを置く方針を固めた
10月19日	国務院	韓正筆頭副首相は国家発展改革委との座談会で、卸電力市場価格の変動幅拡大という方針を再確認した上、石炭の買い占めや価格つり上げなどの違法行為を取り締まるため、調査と法執行を強化するとし、電力などのエネルギー供給の安定確保に総力を挙げる姿勢を見せた
10月19日	国家発展改革委員会	国家発展改革委は重点石炭企業や中国石炭工業協会、中国電力企業連合会とともに座談会を行い、今冬と来春の電力、石炭の安定供給を図り、「価格法」に基づき高止まりの石炭価格への介入措置について検討するとした
10月19日	国家エネルギー局	再エネ発電の送電規模を最大限に拡大するよう送電システムの整備に注力する方針を示した

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

当局が電力需給の安定化に向けて一連の政策を打ち出している中、これまで全国に広がってきた電力供給制限の動きは沈静化の傾向を迎えるか、今後の動向に引き続き注目する必要があると思われます。

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

### マクロ政策

#### 中共中央、国務院による『国家標準化発展綱要』の発表

(原文：中共中央 国務院印发《国家标准化发展纲要》)

中共中央、国務院 2021 年 10 月 10 日公布

#### 【主要内容】

- 2025年までに基準作りを「国家主導型」から「国家+市場主体の同時進行」、「国内主導型」から「国内外の同時進行」へ、基準の応用分野を「貿易・産業中心」から「公共サービスを含む社会全領域」へ、標準化の発展を「件数・規模偏重」から「品質・効率重視」へと転換させる
- 国家基準の平均策定期間を18カ月以内に短縮し、基準のデジタル化を一層進める
- 国家基準と国際共通基準との整合性を大幅に高め、国際基準の導入率を85%以上に引き上げる
- AIや量子情報、バイオテクノロジー、スマート船舶、高速鉄道、新エネルギー車・ICV、ロボット等の重点分野における基準作りに力点を置く
- 製造業に加え、コールドチェーンや物流、EC、流通、エネルギー、情報通信、金融、医療、不動産サービス分野における標準化を後押しする
- グリーン製品の標識規格やCO2回収・貯留・利用等再エネ技術、汚染対策関連基準の整備に取り組む
- 海洋資源の開発・保護や土壌環境の監視・評価、農産物の安全性確保、産業廃棄物の総合利用等に関する基準作りを進める
- グリーンファイナンスに加え、グリーン農業、グリーンツーリズム、グリーンコンストラクションに関する基準の整備にも注力する
- 国内外基準の相互承認を推進し、基準・制度の開放を拡大する。外資系企業による基準作りへの参画を認める。国際標準化機構等による中国での支部設立を支持する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://www.gov.cn/zhengce/2021-10/10/content\\_5641727.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2021-10/10/content_5641727.htm)

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

#### 【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。